

島根県松江市における大規模火災にかかる 災害救助法適用地域の特別取扱いについて

この度の災害により被害を受けられました皆様方に心からお見舞い申し上げます。
当社では、この度の被害により、災害救助法が適用された地域のお客さまからお申し出をいただいた場合、下記の特別措置を講じてご対応をさせていただきます。

(1) 保険料払込猶予期間の延長

お客さまのお申出により、契約更新も含めた保険料のお払込みについて、猶予する期間を一定期間、延長いたします。

(2) 保険金の請求手続きの簡素化

お客さまのお申出により、必要書類を一部緩和するなど、通常の場合よりも簡便かつ迅速な取扱いをいたします。

【お問い合わせ】

ベル少額短期保険株式会社

お客様相談室 : 0120-444-000 (通話無料)

受付時間 : 10:00~17:00 (土・日・祝日・年末年始の当社休業日を除く)

【災害救助法の適用状況】

災害救助法適用地域の詳細につきましては、下記の内閣府ホームページをご確認ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html